

050IP電話対応機器の取扱いに関する規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）は、IP通信網サービス契約約款に定める第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の付属品として提供した050IP電話対応機器（以下「本機器」といいます。）の取扱いに関して本規約を定めます。

なお、本規約に定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

第1条（用語の定義）

用語	用語の意味
第1種ドットフォン契約	当社のIP通信網サービス契約約款に基づき締結された第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約	当社のIP通信網サービス契約約款に基づき締結された第1種ドットフォンサービスにおける一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の提供を受けるための契約
第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款に基づき締結された第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約

第2条（略）

第3条（提供条件）

本機器は、IP通信網サービス契約約款に定める第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約者（その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約がタイプ3のコース1の場合に限ります。）のみを対象として提供します。

2 当社は、1の第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約に対して、1の本契約を締結します。

第4条～第10条（略）

[株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」といいます。）は、IP通信網サービス契約約款（[OCN](#)）に定める第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の付属品として提供した050IP電話対応機器（以下「本機器」といいます。）の取扱いに関して本規約を定めます。

なお、本規約に定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款（[OCN](#)）の規定に従うものとします。

第1条（用語の定義）

用語	用語の意味
第1種ドットフォン契約	当社のIP通信網サービス契約約款（ OCN ）に基づき締結された第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約	当社のIP通信網サービス契約約款（ OCN ）に基づき締結された第1種ドットフォンサービスにおける一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の提供を受けるための契約
第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款（ OCN ）に基づき締結された第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約

第2条（略）

第3条（提供条件）

本機器は、IP通信網サービス契約約款（[OCN](#)）に定める第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約者（その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約がタイプ3のコース1の場合に限ります。）のみを対象として提供します。

2 当社は、1の第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約に対して、1の本契約を締結します。

第4条～第10条（略）

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第11条 (権利義務の譲渡等)

契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第1種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、I P通信網サービス契約約款に定める第2種契約の場合に準ずるものとします。

第12条～第14条 (略)

第11条 (権利義務の譲渡等)

契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第1種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、I P通信網サービス契約約款 [\(OCN\)](#) に定める第2種契約の場合に準ずるものとします。

第12条～第14条 (略)

[附則 \(令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号\)](#)
[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。](#)

[\(吸収合併に伴う取り扱いについて\)](#)

[2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 \(以下「レゾナント」といいます。\) が次の表の左欄の規約 \(以下「旧規約」といいます。\) の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約 \(以下「新規約」といいます。\) の規定によるものとします。](#)

旧規約	新規約
050 I P電話対応機器の取扱いに関する規約	050 I P電話対応機器の取扱いに関する規約

[3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。](#)

[4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。](#)